

物品購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について

平成15年12月1日
阿南市告示第60号

第1 入札に参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合のほか、阿南市が発注する物品購入等の契約に係る入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

第2 入札参加者の資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる資格審査事項により審査して行う。

- (1) 審査基準日（法人にあっては第3の(1)又は(2)に規定する提出の時期の直前の決算日をいい、個人にあっては第3の(1)又は(2)に規定する提出の時期の直前の1月1日をいう。以下同じ。）の直前2年の各事業年度における販売高、製造高等について算出した年間平均販売高、製造高等
- (2) 経営規模
 - ア 自己資本額又は事業所得の金額（法人にあっては審査基準日の直前1年の決算における「資本の部」の合計金額をいい、個人にあっては審査基準日の直前1年の当該事業に係る専従者控除前の事業所得の金額をいう。）
 - イ 従業員数（審査基準日における正規職員数をいう。）
 - ウ 営業年数（審査基準日までの営業年数をいう。）

第3 申請書の提出の時期等

入札に参加する資格の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる資格審査の区分に応じ、当該各号に定める期間に申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 定期資格審査（令和4年以降4年ごとに行う資格審査をいう。以下同じ。）定期資格審査を行う年（以下「基準年」という。）の7月1日から同月末日までの間
- (2) 追加資格審査（定期資格審査の申請書の提出期間経過後から次回の定期資格審査の申請書の提出期間の到来前に行う資格審査をいう。以下同じ。）次のアからウに掲げるいずれかの期間
 - ア 8月1日から同月末日まで
 - イ 11月1日から同月末日まで
 - ウ 1月11日から2月10日まで

2 営業種目の追加を希望する者（当初申請書提出時に当該登録可能な希望業種数を申請していなかった者に限る。）、営業品目の変更及び委任先の新設等を希望する者は、前項の(2)に規定する期間内に申請することができる。

第4 資格の有効期間

- (1) 定期資格審査の結果、その資格の当該有効期間は、基準年の10月1日から始まる4年の期間とする。
- (2) 追加資格審査の結果、その資格の当該有効期間の始期は、第3の(2)に掲げる申請期間であるアの期間に申請書を受理した場合は、当該受理した日の属する年の10月1日から、イの期間に申請書を受理した場合は、当該受理した日の属する年の翌年の1月1日から、ウの期間に申請書を受理した場合にあっては当該受理した日の属する年の4月1日（ただし、長期継続契約の場合は、同年3月1日）とし、当該有効期間の終期は、定期資格審査の有効期限が満

了する日の同日とする。

第5 申請書の添付書類

申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める書類については、その添付を省略することができる。

- (1) 営業種目区分表（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては申請に係る営業を現にしている旨を証明する書面及び代表者の身分証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 印鑑証明書
- (6) 許可、資格等保有確認票（様式第4号）
- (7) 許可、認可等を証明する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

第6 変更届

申請書を提出した者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに競争入札参加資格審査申請変更届（様式第5号）に第5に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者又は受任者の氏名
- (4) 代表者登記印鑑
- (5) 使用印鑑
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第7 資格の取消し

入札の参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取消し、その事実があった後2年間は入札に参加させないことができる。その

者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (6) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した者
- (7) 有効期限内において納付すべき税を納付していない者
- (8) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

第8 令和4年4月1日から同年9月30日までの期間の入札参加資格の取扱い

新たに入札に参加する資格の審査を受けようとする者又は第3の2に規定する資格審査を受けようとする者は、令和4年1月11日から2月10日の間に申請書を提出することができる。この場合において、入札参加資格を有していると認められた者の当該資格の有効期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までとする。

2 令和4年3月31日まで入札参加資格を有する者の当該有

効期限の満了は、令和4年9月30日まで延長するものとし、それに伴う委任状の有効期限も、同様とする。

改正沿革

（平成17年11月24日告示第47号）

平成18年4月1日から適用する。

（平成19年11月13日告示第43号）

平成19年12月1日から適用する。

（平成21年11月20日告示第85号）

平成21年12月1日から適用する。

（平成23年12月5日告示第93号）

平成24年1月1日から適用する。

（平成28年2月26日告示第15号）

平成28年2月26日から適用する。

（令和元年11月29日告示第43号）

令和元年11月29日から適用する。

（令和3年11月1日告示第132号）

令和3年11月1日から適用する。

（令和4年4月28日告示第43号）

令和4年5月1日から適用する。

（令和4年9月22日告示第91号）

令和4年10月1日から適用する。